

漢文教材の変遷と教科書調査

——明治三十年代前半を中心として——

木村 淳

はじめに

これまでに筆者は、文部省による検定時の教科書調査が漢文教材の変遷に及ぼした影響について、明治十年代から二十年代までに検定を受けた教科書を用い、削除された教材の問題点をもとに考察を加えてきた。小論はその調査の続きとして、明治三十年代前半に検定を受けた漢文教科書を用いて検定制度の実態を明らかにしようとするものである。

明治五年「学制」公布後しばらくは、教科書の自由発行・採択制が続いたが、自由民権運動への対策等から、文部省は統制を始め、明治十三年から十八年までは、各府県の教則に載った教科書を調査し、採用の可否を『調査済教科書表』として配布した。ここに記された不採用の漢文教科書を見ると、革命・復讐・恋愛に関する記述のある教材が問題視されていたことが分かる。この時期は全教科を通じて、社会秩序の安定に教科書調査の主たる目的があったと言える。¹⁾

明治十九年に検定制度が始まると、教材の適切さは生徒の漢文学習に適しているか否かという基準によって判断された。さらに、誤字や訓読の方法についてもより入念な調査が行われ、漢文という教科固有の問題の点検に重きが置かれることに

なった。⁽²⁾

検定制度開始後の教科書については、文部省が修正意見を記した付箋が添付されたものが残されており、教材の異同からだけでは分からない不認可の理由を考察することができる。この付箋については、国次太郎・中村紀久二・竹田進吾・甲斐雄一郎各氏等の研究があり、算術・数学・修身・歴史・国語等の教科の調査の実態や統制の内容が明らかにされている。⁽³⁾ 漢文用教科書では浅井昭治氏の論考に、主に山田方谷と三島中洲の教材に関する付箋の意見がすでに引用されている。⁽⁴⁾ しかし、修正意見の全体像や検定制度と漢文教科書の編集との関わりについては、まだ検討の余地を残していると考えられる。⁽⁵⁾ そこで、これまでの拙稿と同様に、小論においても付箋や書き入れにより残されている修正意見の分析を通じて、漢文教科書に見る検定時の調査の実態について考察を試みたい。

前稿までにおいて明治二十年代で区切りをつけたのは、「電気」「犬」「蟹気楼」等の他分野に渉る卑近な教材を備えた教科書が明治三十年から増え始めたためである。これは文部省の教則に基づいたというよりも、編著者や出版社の判断によるものであったと現時点では考えている。⁽⁶⁾ こうした編集方針に教科書調査に当たった人物達がどのような意見を付けていたのかも見ていきたい。

今回の調査範囲の下限は、「学制」公布後初の詳細な中等教育の指導要綱である「尋常中学校教授細目」（文部省訓令第三号）が公布された明治三十五年二月六日より前とした。これ以降は国語及漢文科についても学年ごとの具体的な学習の程度が示され、検定の基準もより明確になると推測されるからである。そこで今回は、教材構成に変化を見せた明治三十年から、教授細目公布直前の三十五年一月までに検定が行われた教科書を対象とした。

付箋のある教科書は、国立教育政策研究所教育情報センター―教育図書館や東京書籍附設教科書図書館東書文庫等に分割して所蔵されているが、今回の調査範囲の付箋のある漢文教科書はすべて東書文庫蔵のものである。調査にあたっては両館所蔵の教科書を使用させていただいた。

一 修正意見の形態・担当者

検定制度に関する法規の変遷については先行研究に詳しいが、論を進める上で必要な事項のみ述べておきたい。なお、以下引用文は常用漢字に改めた。

明治十九年十二月九日の「教科用図書検定条例」では「該図書ノ教科用タルニ弊害ナキコトヲ証明スルニ止マリ」と検定の目的が示された。⁷⁾それを廃して制定された小・中・師範学校用の教科書を対象とした「教科用図書検定規則」（文部省令第二号、明治二十年五月七日）でも同様に、検定は教科用図書として弊害のないことを証明するものであった。明治三十一年十月七日の告示では、師範学校・尋常中学校・高等女学校用の教科書については「自今其図書ノ組織程度分量記事ノ性質誤謬ノ多少等ニツキ大体ノ調査ヲ為スニ止ムルモノトス」（文部省告示第五九号）と定められた。⁸⁾

検定時の調査の基準は、明治二十五年三月二十五日の「教科用図書検定規則第一条改正」（文部省令第三号）で「師範学校令中学校令小学校令及教則ノ旨趣ニ合シ教科用ニ適スルコトヲ認定スルモノトス」と明確になった。⁹⁾こうした基準による調査を経て検定済となった教科書は『官報』に公示され、さらにそれをまとめて『検定済教科用図書表』として各府県に配布された。¹⁰⁾

検定を希望する発行者は所定の書類と手数料を添えて、教科書を二部文部省に提出した。検定の調査に使用された教科書には、表紙に小さな四角い半紙が貼られ、そこに調査をした人物の署名や認印がある。署名や認印は教科書に貼られた付箋にも見えることもある。

教科書の調査を行ったのは、文部省の図書局（明治三十年十月九日）から大臣官房図書課（三十一年十月二十二日）に変わり、総務局図書課（三十三年五月十九日）となった。この部署の図書審査官が主に担当していたが、図書局・図書課以外

の人物も調査を行っていた。今回の範囲で漢文教科書の調査に携わった人物を推定すると、荒野文雄・滝川亀太郎・渡部董之介・隈本繁吉・長尾楨太郎（号に雨山等）・住友徳助・針塚長太郎・喜田貞吉が該当するようである。今回最も多くの署名と認印が見られる「林」については不明であるが、林泰輔の可能性が高い。特に滝川亀太郎・長尾楨太郎・林泰輔等の東京帝国大学古典講習科漢書課を卒業し、より高度な漢学の素養を身に付け、学術的功績を残した人物達の名前に注意を引かれる。⁽¹⁾

長尾・隈本・住友は、明治三十五年十二月に起きた、教科書の採択をめぐる贈収賄事件である教科書疑獄事件の当初に、教科書検定時の収賄によって検挙された。教科書疑獄事件の後には小学校の教科書が国定となったため、疑獄事件は思想統制を強化するために周到に仕組まれたものであったと見なされることもある。しかし、中学校用の漢文教材の変遷を追ってみても、疑獄事件の前後に変化は見られないため、小論では教科書疑獄事件を教材の変遷を左右する要因としては扱わないこととする。⁽²⁾

名前を記した半紙の他に、教科書の表紙には、「□」（大半が後から貼ったラベルに隠れて見えない）図甲二七号（尋常中学用）共十」のように、第一巻には使用する学校の種類、全巻には整理番号と合計冊数が墨で記されている。明治三十二年の「教科用図書検定規則中改正」（文部省令第二号、十一月十日）公布後あたりから、主に第一巻に「□甲一〇〇一号（中学校用）三十三ノ十二、十一受 共六」のように受け入れ年月日も記すようになった。背表紙には不認可のものは「不」というスタンプが押されている場合がある。

標題紙や封面には、「文部省書庫」という文字のある、整理番号や冊数の記された朱か深緑の印や、「検定出願図書／文部省図書館（または局）」という朱印が押されていることがある。特に重要なのは、「□」図甲「□」号附属（「□」冊）／明治「□」年「□」月「□」日検定／尋常中学校「□」科（明治三十四年頃からは「中学校」「□」科」となる）という朱印である。「□」は空欄で後から必要事項を記入した。この印によって検定が行われた年月日が分かる。さらに、「検定不認

可」という印があれば、検定を通過しなかったことが確認できる。漢文では、「文部省書庫」の印は必ず全巻に押されているが、その他の印は巻一のみを押されていることが多い。⁽¹³⁾

教科書には、問題のある箇所の下・頁の上部か下部に様々な大きさの付箋が添付されている。そこに修正意見が記されていることもあるが、付箋がなく直接教科書に書き込まれていることも少なくない。漢文教科書の場合には、誤字脱字と訓点に関する修正意見が圧倒的に多く、次いで教材や語釈、教科書の体裁、活字の大きさ等に関する意見が見られる。付箋は修正の必要がない教科書には一つもないか、若干貼られている程度である。例えば、〈A〉高瀬武次郎編『新編漢文読本』五卷（六盟館、明治三十二年一月五日、同日検定済、林・隈本〔担当者が分かる場合にはその姓を記す。以下同じ〕）は、次の体裁にやや難があることを述べた付箋が貼られたものの、修正を必要とせずに検定済となった。その付箋には「本書ハ大体頗善シ」「マツハ差支ナカルベシ 林（印）」（A）一・一頁下朱〔付箋を引用した場合は、巻数・頁数または丁数、位置、墨の色を示す。以下同じ〕という意見が記され、前述の通り、検定の目的が「大体ノ調査」を行うものであったことを示している。

付箋と書き入れのみの箇所を合わせて計上すると、多いもので八〇〇箇所意見が付けられた教科書もあった。修正意見は訂正前と訂正後では約七割から九割程度反映させれば検定済となった。

二 不適切な教材

ここでは修正意見のうち、教材の性質に関するものを取り上げ、どのような教材が不適切とされたのかを検討していきたい。まずは、この章以降で扱う教科書を検定年月日順に挙げる。

〈B〉宮本正貫編『中等教科漢文読本入門』二巻、小林義則、明治三十年九月十六日、明治三十一年二月十日検定、不認

可、林・荒野。訂正再版（明治三十一年二月四日）が同年二月十日に検定済となった。

〈C〉副島種臣・国光社編『中等漢文読本』十巻、深邊祐順、明治三十年九月二十九日、明治三十一年十月二十八日検定、不認可、林・隈本。この教科書は発行者の異なるものが出版されている（西沢之助、明治三十年五月二十一日、教育図書館蔵）。「初版」と記されているが、実際には教材二篇を入れ替え、文字等の修正も加えた〈C〉の訂正版である。付箋は添付されていない。この〈C〉訂正版をもとに教材総数を四九三篇から三六八篇に減らして訂正を加えたのが、副島種臣・国光社編『中等漢文読本』十巻（西沢之助、明治三十二年二月十二日、同年三月三十一日検定、不認可。東書文庫には巻八のみ所蔵なし）である。訂正再版（明治三十二年三月二十三日）が同年三月三十一日に検定済となった。

〈D〉中根淑編『撰註漢文読本』九巻・『撰註漢文読本弁髦』一卷、金港堂書籍、明治三十年九月二十九日、明治三十二年一月二十五日検定、不認可、林。

〈E〉深井鑑一郎編『撰定中学漢文』十巻、吉川半七、明治三十年三月十五日―七月十七日、検定年月日不明、不認可。東書文庫には巻六から十のみ所蔵。訂正再版（明治三十一年七月十二日）は、巻一から八は明治三十一年八月十五日に検定済になったが、巻九・十のみは訂正三版（明治三十一年十二月三日）が出版されたため、改めて同年十二月二十日に検定済となった。

〈F〉深井鑑一郎編『刪修撰定中学漢文』十巻、吉川半七、明治三十二年十二月十五日刪修訂正四版、明治三十四年六月十一日検定、不認可、長尾。〈E〉の訂正再版（巻一―八）と訂正三版（巻九・十）を再編集したものである。「検定願無効」の印があるが、取り扱われ方については不明である。¹⁴〈E〉の改訂版には刪修訂正五版（明治三十四年三月九日、同年六月十一日検定、林）、刪修訂正六版（明治三十四年五月十日）がある。刪修訂正六版は明治三十四年六月十一日に検定済となった。¹⁵

〔G〕 笹川種郎編『中等漢文新読本』十巻、大日本図書、明治三十三年十二月十八日、明治三十四年三月二十七日検定、不認可、林。訂正再版（明治三十四年三月二十四日）が同年三月二十七日に検定済となった。

〔H〕 三島毅闊・井上寛編『中等教科新体漢文読本』六巻、大倉保五郎、明治三十三年十二月一日、明治三十四年四月十二日検定、不認可、林。訂正再版（明治三十四年三月二十八日）が、同年四月十二日に検定済となった。

〔I〕 依田百川校閲・普通教育研究会編纂『新撰中学漢文読本』十巻、水野慶次郎、明治三十四年二月十二日、明治三十五年一月二十四日検定、針塚・喜田。訂正再版（明治三十四年十二月二十九日）が明治三十五年一月二十四日に検定済となった。

改訂版が出なかった〔D〕と、検定済になった後で訂正をしたために再び検定を受けた〔E〕を除いた上記の教科書は、訂正前と訂正後の検定年月日が同日となっている。訂正前に付けられた修正意見がいつ伝えられ、どの程度の時間をかけて反映されたのか、具体的な過程は分からないが、やはり修正意見をふまえて訂正したものととして論を進めることにする。それでは、削除・修正された教材のみを取り上げて、その問題点を見えていく。次に挙げるのは、特に説明がない限り、すべて削除されたか、改訂版が出ずに一旦は姿を消した教材である。著者・教材名・付箋の修正意見の順に列举し、必要に応じて分析を試みた。なお著者名は教科書の表記に従った。

（二）難易度が不適切

作品の内容が難しいとされた教材には次のものがある。

○ 范審「春秋穀梁伝序」一・二「此文ハ高尚浅学ニハ分カラス 不適當ナラン」〔C〕八・八二裏上黒。「前二副嶋ノ片カナ文アリ忽チ此高尚ノ文ヲ摘ス 排列不備トイフベシ」〔同上〕。

「副嶋ノ片カナ文」とは、（二）で後述する副島種臣の「古橋翁碑」一―四を指す。漢文とは思えない副島の教材の次に「高尚」な「春秋穀梁伝序」を排列するというバランスの悪さも指摘された。

○班固「班婕妤伝」、班婕妤「擣素賦」「此賦〔班婕妤伝中の自悼賦〕ト次賦〔擣素賦〕高尚ニシテ不適當ナラン」(C)九・五七裏上朱)。

使用されている言葉が難しいとされた教材には次のものがある。

○安積信「記丹海刻仏殿」「文佳ナレトモ用字艱奇解ヲ費ニ似タリ削去ル可ナラン」(F)三・二二頁下朱)。「霧島山記」「此篇宜シク後ニ移スヘシ文字奇奥程度過高」(F)四・五七頁下朱)。

○中井積善「桶峽之戦」「行文古簡ニシテ一読解シ難シ此ニ入ル、ハ適當ナラサルニ似タリ」(F)三・四四頁下朱)。

○松島坦「登富獄記」「用字艱奇初学生ニハ解シカタカラン」(F)四・七三頁下朱)。

○大槻清崇「怪猴」「用字平易ナラス事実モ亦怪異削ル可ナカランカ」(F)二・三七頁下朱)。夜な夜な便所に出る化物の正体が年老いた巨大な猿であったという内容である。言葉の難しさに加えて、教科書では歓迎されない怪異に関する記述を含むために削除された。

その他、典故や表現が難しいとされた教材には次のものがある。

○阪谷素「遊松島記」「文褥ニ過キ却テ難解ノ恐レアラン如何也ヤ」(F)四・七〇頁下朱)。

○長野確「池貸成伝」「多ク典故ヲ用ユ初学生恐ラクハ解シ難カラン」(F)四・六二頁下朱)。

○佐久間啓「桜賦」一・二「賦ノ体ハ不適當ナラン」(C)五・一二表上黒)。二には「調―後」(C)五・一三表上黒)とあり、検討を要することを示したと思われる付箋がある。その検討の結果削除になった。班婕妤の賦は内容が高尚であると見なされたが、賦というジャンル自体が教材には適していないとされることがあった。

難しくても注釈を増やすことで削除されなかった教材もある。

○『戦国策』秦策下「文信侯欲攻趙章」「戦国策ハ注解ナクハ容易ニ解スベカラズ 標注ヲカ、ケテハイカ、ヤ」(E)十・表上朱)。教材中の人名や難しい言葉について頭注を倍に増やすことで対応した。教材に含まれる思想が難解ではない

限り、教材化の際に工夫を凝らすことで削除されないものもあった。

(二) 漢文の格に合わない

漢文として体をなしていないとされた教材の例である。最も多く削除された林羅山から見えていく。修正意見の形態上、他の作者も合わせて取り上げる。

○林忠（羅山）「吉田了以碑銘」一・二「吉田了以碑銘ハ漢文トシテハ観ルニ足ラス删除スヘシ 五十嵐穆翁碑モ亦然リ」(C)七・五四表下朱。「五十嵐穆翁碑」とは柴野邦彦の作である。どちらも削除された。

他の教科書にも林羅山については同様の意見が付いた。

本書ハ野史及ビ羅山顕常等ノ文ニテ漢文ノ格ニ合ハザルモノヲ収載セリ ソレ等ヲ刪改シ又ソノ他ノ誤謬ヲ修正セシメハ可ナラン 林 (G) 一・目次一頁下朱)

ここに挙げられた出典・著者の教材を順に見ていくと、飯田黙叟『野史』「圜卒番某」「沾衣救人」「蘆田為助」「忠烈綱女」「尾張孝童」「長崎孝子」「斑鳩平次」、林羅山「仁徳天皇」「義犬殉死」、釈顕常「池貸成」。「池貸成」にはさらに「生平安ノ句前後ト接続セズソノ他モ妥当ナラサル処多シ」(G) 一・五七頁下朱) という意見が付いている。以上はすべて巻一の収録であるが、さらに巻三の山県周南「宗祇法師伝」も含めて、訂正版では安積良斎、安積澹泊斎、青山鉄槍、大槻磐溪等の教材に入れ替えられた。

○副島種臣「古橋翁碑」一—四「此文ハ片仮名交文ヲ漢文ニ直シタル位ニテ迎モ漢文トハ見エズ」(C) 八・六一表上朱)。「此文穏妥ナラサル所頗多シ」(C) 八・六〇裏下朱) とあるように、教材の問題の箇所傍線が引かれている。また「君トハ誰ライフカ分ラス此処文意不明」(C) 八・六八表上朱) と読み取りにくい箇所にも付箋がある。

○人見活「幼年読書日録」「此文漢文ノ格ニ合ハズ刪去スベシ」(C) 二・三八裏下朱)。

○塩谷世弘「遊墨水記」。この教材を採った(H)には、「本書ハ材料ノ選択ソノ宜ヲ得ザルモノアリ (後略) 林」(H)

一・緒言一表下朱) という修正意見がある。巻一には著者名のない、編者によると思われる教材が二篇入れ替わった他には、削除された教材はこの一篇のみであった。教材のある丁には「此文削去ルヘシ」(H) 五・二九裏下朱) という付箋が貼られ、斎藤正謙「箕面山」に変更された。他の教科書でも「此文雅正ノ気乏シ必シモ取ルニ足ス」(F) 三・四九頁下朱) という意見が付いてやはり削除された。しかし、(I) では「此文佳ナラス削改スヘシ」(I) 五・一表下朱) という意見があっても削除されなかった。今回の範囲では (I) にのみ見られる「不問」という朱印が押されていたためである。これは、前に付けられた意見について別の人物が特に修正の必要がないと判断したことを示したものである。このように、同じ教材でもその時の調査の担当者の見解や出版社の判断によっては削除されずに済むことがあった。

○東条耕「無海州」「仮名ノ填字ハ漢文ニアリテハ正例ニアラス」(I) 一・二八裏下朱)。山鹿素行が戯れに海のない地方の名前を詠んだ和歌が二首引用されている。漢訳ではなく、「大和」を「耶摩屠」とするような仮名に漢字を当てはめたものであり、正式な漢文ではないために教材自体が削除された。前述した (I) に見られる「不問」印があるが、さらに「注意」という印が重なるように押されている。おそらく「注意」印は「不問」印よりも強制力が強いために、最終的に削除された。

(三) 教育上不適切

○伊達政宗「無題」・足利義昭「泛湖」「編中詩ヲ収メタルハ可ナリ タ、其詩意少年ノ思想ト相伴ハザルモノアリ」(D) 弁髦・凡例下黒。一部引用) という意見が見える。付箋によって特定されていないが、収録された詩には、伊達政宗「無題」と足利義昭「泛湖」がある。前者は「馬上青年過ぐ」で始まる、晩年の感慨を述べた詩であり、後者は都を追われておちぶれた身の孤独感をうたった詩である。いずれも中学生には不適切と判断されたのであろう。

○土井有恪「売醜者愚水」「暴横ノ事ヲ記ス以テ訓トナスニ足ラス削去可ナラン」(F) 二・六三頁下朱)。あまざけ売りの愚水が権勢を笠に「暴横」をほしのままにしていた某侯の一族の某と道で遭遇し、難癖を付けられた。愚水は腕に覚

えがあつたものの、力づくで制したのではなく、言葉によつて屈服させた。愚水が乱暴を働いた訳ではないが、暴力に関する記述が一部見られたために問題視されたようである。

○太宰純「土屋政直」「記事殊ニ趣味アルニアラス又心情ノ修善ニ益ナシ削去可」(F)二・二六頁下朱)。謁見に来た人物がかつて土屋のもとに仕えていた人物の息子であつた。土屋が亡父の名前を訊くと、その人物は名前を忘れてしまい答えることができなかったが、土屋は何も言わなかつた。先夫の名前を失念してもとがめない土屋を仁者であつたと評価する内容であるが、より感銘を受ける逸話もあつたはずで、あえて採る必要はなかつたかもしれない。

○中村和「送義子彝遊京序」「此文不適當ナリ改構スベシ」(I)四・一八裏下朱)。教材全編にわたつて、不適當な箇所には紫の色鉛筆で傍線が引かれている。例えば「俳優之在戲台上。搬演男女私媾之事。備極醜態。使觀者津津生淫乱邪慝之心者。四条之梨園也。」(一八裏・五―六行)という箇所のような問題を含んだ表現が多い。確かに中学生には適していない教材であるようだ。

(四) 過激で不自然な内容

何らかの教訓が込められていても、過激さや不自然さが見られるために教材としては向かないと判断された例である。

○中井積徳「鈴木久三」「照后ノ字穩ナラス且事実詭激ニ近シ刪ル可ナラン」(F)二・六頁下朱)。本文の徳川家康を指すと思われる四箇所の「照后」の左に朱の傍点があり、正しい呼称ではないと指摘された。教材の内容は、家康が飼つていた三匹の鯉のうち一匹を、家臣の鈴木久三が勝手に調理させて食べてしまった。家康は激怒し長刀を取り出し鈴木を呼びつけた。久三は刀を捨て、魚や鳥のために人の命を取ることの愚かさを訴えた。先日、禁獵地で鳥を捕つた者と、城の堀で魚を盗つた者とを処刑するつもりで捕らえさせてあつたことを家康は思い出した。家康は久三を許し獄に繋いでいた二人を釈放した。命をかけて家康に諫言をした鈴木久三の逸話であるが、これは「詭激ニ近シ」と判断された。

○阪谷素「記標工」「事実少シク奇ニ過クルナカランカ」(F)二・三四頁下朱)。金銭への執着を捨てたかつた表装職人

が金を盗まれたが、逆に盗んだ人間に金を手元からなくしてくれて良かったと感謝をしたという内容で、作り話めいて奇抜であると言われた。

(五) 呼称が不適切

○頼山陽「僕不肯讓一步」「殿下ノ字今ヨリ之ヲ視レハ稱謂不穩」(〈F〉二・二三頁下朱)。「削ルヲ可トス」(同上上朱)。人物の呼称については時に問題視されることがあったが、訂正や削除に及んだ例は少ない。〈I〉では「殿下ノ字今日ヨリ之ヲ視レハ稱謂不可ナルニ似タリ」(〈I〉一・一六表下朱。長野確「狎客伴内」)などの意見が付けられたが、前述した〈I〉に見られる「不問」印が押されたために修正されていない。

(六) 出典自体に誤りを含む

出典自体に誤りや説明不足な箇所があつて修正を加えた例である。

○菊池純「征台之役」「此処文章明了ナラス」(〈C〉六・八四表下朱)。「米国ノ船ヲカリタルコトノアルニヤソレヲ云ハサレハ分ラズ」(同じ付箋・黒)。明治五年三月、台湾出兵を計画していた矢先、アメリカは中立を保つために船舶や物資の提供を止めると公使が述べた言葉の下部に、この付箋が貼られている。付箋は、船舶を貸すことを初めのうちはアメリカ・イギリスが了承していたという説明が必要であるという意見であろうか。削除する必要のない教材のようにも思われるが、この教科書の改訂版では、教材の後半十数篇を半ば機械的に削除しているため、後半に収められたこの教材は修正意見の中身よりも編集上の都合で除かれた可能性が高い。

○岡本監輔「英仏同盟軍」二には「咸豊帝ノ逃レシハ熱河ナリ遼東ニ非ス改ムヘシ」(〈C〉七・三六裏下朱)と意見が付いた。英仏連合軍が北京に迫った時に咸豊帝は逃走するが、教材には「咸豊帝挈妃嬪避寇遼東」とある(同頁)。この箇所
の「遼東」を「熱河」に修正して改訂版でも採録された。

(七) 本文と出典との不一致

○「朱熹顛異」『朱文公行狀』『朱文公行狀ノ文ニ非ズ』(B)二・一表上朱)。(B)は『朱子年譜』から採っていたが、その訂正再版では修正意見によって『朱子行狀』から採り直した。

以上、削除・修正された教材の問題点を整理してきた。やはり思想的な調査ではなく、中学生に適した教材を選び、より正しい教科書の出版を目指そうという傾向が強い。良質な漢文であるかどうかの判断は、何らかの規定に基づくのではなく、検定調査を行った人物個人の基準によっていたために、前述の「遊墨水記」のように、評価の分かれる教材もあった。しかし、規定は不明瞭であったが必ずしも独断的ではなかった。削除された教材には確かに中学生に適していないものもあり、不当で強引な指示ではなかったと言える。

三 教材構成に関わる修正意見

前章では個々の教材の問題点について検討してきたが、ここでは教科書の全体の構成に関わる修正意見について、教則や法令の変化の移り変わりと対照させながら整理していきたい。

全体に関わる検定制度の法令は前述した通りであるが、漢文に関わる教則をやや遡って確認したい。明治二十七年三月には「尋常中学校ノ学科及其程度中改正」が公布され、国語及漢文科の時間増加を改正の要点とした。それは、「国語教育ハ愛国心ヲ成育スルノ資料タリ又個人トシテ其ノ思想ノ交通ヲ自在ニシ日常生活ノ便ヲ給足スル為ノ要件タリ」という理由による。¹⁶⁾さらに、「漢文教科ノ目的ハ多数ノ書ニ涉リ文思ヲ資クルニ在リテ漢文ヲ摸作スルニ在ラサルヲ認ムレハナリ」と漢文の学習内容から作文と書取が削られるという大幅な改正であった。国語教育が重視されたために漢文の地位は下がった。

明治三十年九月には、文部省は中学校教育の整備のため、各界の専門家から構成される尋常中学校教科細目委員会を設け、翌三十一年、教科の目的から教授内容や方法を『尋常中学校教科細目調査報告』としてまとめ、各教科の教授用参考

資料として配布した。

島田重礼・那珂通世による「尋常中学校漢文科教授細目」の「本旨」には、漢文の目的は漢文を読解し、作文に活かすために語彙を増やし、「徳性ノ涵養ヲ資クルニ在リ」とした⁽¹⁸⁾。そして、その目的を達成させるための教材を提案する。まず『皇朝史略』等の国史や日本の近世の名家の文から入り、『資治通鑑』を中心に、明清・唐宋の文を扱い、『史記』『孟子』へと進んでいく⁽¹⁹⁾。

この漢文科の教授細目は漢文の目的を徳育のみにしほり、教材も歴史書に偏重したものと教育界では受け止められ、激しい反発を招いた⁽²⁰⁾。あくまでも試案であったが、教授細目は数学では検定にも強く作用した⁽²¹⁾。しかし、漢文ではむしろ細目に反対であった教育界の論調に近い基準で検定が行われていたことが、次の教科書への意見で分かる。

〔丁〕秋山四郎編『通鑑綱目鈔』上下巻（金港堂書籍、明治二十九年三月十八日、明治三十三年十一月十四日検定、不認可、長尾）は、教授細目以前の出版だが、『資治通鑑』の抄本であり、前述の試案に沿うような教科書である。しかし、検定時には不認可となった。

本書ハ中学四年五年ノ頃ニ用ユレハ程度ニ於テハ之ヲ現行ノ読本ニ比シテ必スシモ過高トモ言ヒ難シ 然レトモ歴史ノ抜抄ヲ以テ読本ニ充用スルハ未タ全ク読本ノ目的ニ適合スルモノニアラス 此種ノ書ハ従来往々検定ヲ得タルノ例アレトモ今時教科書ノ種類多ク叢布セル時ニ在テ特ニ此種ノ書ヲ採用スヘキノ必要ナキカ如シ 以上ノ理由ニ依リ不認可然ルヘキ歟 榎太郎印（表紙・下朱。外から中に折り込まれている）

同様の書が多いことも不認可の理由に挙げているが、注目したいのは「歴史ノ抜抄」は「読本ノ目的」に合わないという見解である。特定の古典を集中して学ぶよりも、幅広い内容の短編の教材を学ぶほうが良いという認識は、明治三十年代前半では編著者や出版者ばかりではなく、検定を担当した人物も持っていたのである。

漢文教科書の幅広い教材を揃えるという編集方法は、小学校の読本が一つの参考になった。当時の小学校の読本について

は、

明治三〇年頃の尋常小学校には、地理・歴史・理科などの教科はなく、したがってこの当時の読本は、各教科の教材をも集めた、いわゆる総合読本の形態を取ることを余儀無くされていた。⁽²²⁾

という指摘がある。これに基づけば、国語ではやむを得ず幅広く材を採っていたことになるが、漢文はむしろ積極的に総合読本の形態を模して、教材の偏りを防ごうとしていたのであった。⁽²³⁾

明治三十四年三月五日の「中学校令施行規則」(文部省令第三号)では、「国語及漢文ハ普通ノ言語文章ヲ了解シ正確且自由ニ思想ヲ表彰スルノ能ヲ得シメ文学上ノ趣味ヲ養ヒ兼テ智徳ノ啓発ニ資スルヲ以テ要旨トス」と規定された。⁽²⁴⁾「言語文章ヲ了解シ」「思想ヲ表彰スル」という実用性、「文学上ノ趣味」への配慮、そして「智徳ノ啓発」という人間形成をも含む指導が求められた。教材については「平易ナル漢文ヲ講読セシメ」と定まった。⁽²⁵⁾「平易ナル漢文」とは具体性を欠くが、前述の難易度の高い内容を持つ教材を避けるように指示したものである。作品の選択については引き続き身近な教材から道徳に資する内容を幅広く備えた教科書が編まれ、そしてそれを検定側も評価していた。先に取り上げた三十四年六月の検定である〈F〉『刪修撰定中学漢文』には次のような意見が付いた。

本書ハ全部大体歴史ノ抜抄ニ過キス 問々遊記序説伝記ノ類ヲ挿サメルモ全体ノ権衡上ヨリ視レハ少数ニ居ル 編輯ノ体裁宜キヲ得タルモノニアラス 殊ニ程度過高ノ文多シ第六卷第七卷以後ニアリテハ最甚シ 附箋ノ点ヲ改修セシムヘキヤ 榎太郎印(〈F〉一・一頁上朱)⁽²⁶⁾

〈F〉が「歴史ノ抜抄」であり、採録した文体に偏りがあると述べている。難しいとされた巻六以降の構成は、巻六は『資治通鑑』三篇、『五代史記』『唐書』『三国志』各一篇ずつ、巻七は『漢書』一篇、『史記』三篇、巻八は『史記』六篇、巻九は『孟子』二十七篇・『戦国策』十五篇。巻十は唐宋八家、李白、陶淵明等、計三十六篇となっている。

〈F〉の訂正版(五版)では、巻六を重野安繹や大槻清崇等の日本人の作五篇、王韜等の西洋の歴史に関する教材七篇、

『五代史記』二篇、『資治通鑑』七篇に鄭元慶と魏禧を一篇ずつという構成に変更した。巻七から九までは変更がなく、巻十では歐陽修「醉翁亭記」が削除された。付箋で改修を求めた箇所は前章で検討した通りである。巻六から十までは特に付箋はなく、編者が再検討して編集し直したと考えられる。しかし改訂後も〈F〉の調査をした人物とは違う人物からも、訂正版には同様の修正意見が付けられた。

本書ノ材料ハ率ネ歴史事實ノミニテ動植物又ハ器械工芸等ノ記事ニ至リテハ一モ収載セザルハ欠点ト云フベシ サレトモ誤謬ハ甚ダ多カラス文章モ格ニ合ハザルモノナシ マヅハ可ナラン 林(〈F〉) 刪修訂正五版一・一頁下朱)

教材構成に欠点があるとしながらも、漢文の教科書としては通用するので合格にしたと述べる。深井鑑一郎の教科書は、明治二十年代から出版されており、主に歴史書から材を採ることで一貫している。二十年代では訓点の誤りに修正意見が付けられたが、材料が偏るかどうかは問題視されていなかった。²⁷⁾ 材料の選択にも注意が払われた所にこの時期の漢文教科書の検定の特徴がうかがえる。

あくまでも小論で取り扱った付箋のある教科書という限定された範囲において、完成度が高いとされた教科書が次のものである。

〈K〉国語漢文研究会編『中等漢文読本』十巻、明治書院、明治三十三年十二月五日、明治三十四年三月二十五日検定、不認可、林。訂正四版(明治三十四年三月二十三日)が同年三月二十五日に検定済となった。

この教科書の付箋には次のような修正意見が記された。

本書ハ材料ヲ採ルコト一方ニ偏セズ 体裁布置粗ソノ宜ヲ得誤謬モ亦甚ダ多カラズ 近時編纂ノ中ニ於イテハマヅ上乘ニ属スベシ 林(〈K〉)一・凡例一表下朱)

まず始めに材料の選択が偏っていないことを述べ、誤りが少ないことを評価している。検定を通過した訂正四版の目次は〈参考〉に掲げたが、教材の順序を大まかに述べると、卑近な教材から始まり、日本の地理・歴史を学ぶ。続いて中国の教

材に進み、清から先秦へと学んでいくという構成である。

日本から中国に進むという順番は、明治二十年代の末に編まれた秋山四郎編『中学漢文読本』十卷（金港堂書籍、明治二十九年八月四日訂正再版、同年八月十七日検定済）では、漢学者が中国を尊び、日本を低く見る陋習を改めるために日本の作を優先して最初に排列していた。しかし、三十年代では教学上の配慮から身近で学びやすい日本の作から始めて中国に進むという順序を取ったと考えられる。

排列の工夫としては、巻四では『博物新編』の「擒虎之法」「象」に続けて斎藤馨「熊説」、斎藤正謙「駱駝説」を採っている。興味を引きそうな動物を並べて関連づけて学ばせようとした。また、巻一の最初の十五篇は国文と漢文を対照させ、国文と漢文との比較によって理解することから漢文の学習を始めるという工夫が見られる。これらは明治三十年代前半では、複数の教科書が試みていたものである。そのなかでも、バランスの良さから〈K〉国語漢文研究会編『中等漢文読本』は、検定時に理想的な教科書の一つと見なされた。

そして詳細な教授要綱である明治三十五年の「中学校教授要目」では漢文の「講読ノ材料」はおおむね次のように定まった。第一学年では、国語と漢文の異同を理解し、日本の近世の作家の平易な短編から学び始め、第二・三学年では『日本外史』『近古史談』『宕陰存稿』『読書余適』等に進む。第四学年からは中国の清初の作や唐宋八家文を加え、日本の作では佐藤一斎や松崎謙堂を加える。詩は唐詩選を扱う。第五学年では『史記』『蒙求』『論語』を加える。²⁸

これが明治三十五年以降の指導及び教科書編集の基準であるが、この教授要綱が出て急に教科書の編集方法が変わった訳ではない。〈K〉『中等漢文読本』のように、明治三十年代前半の編者や出版社が模索を続け、さらに検定調査に当たった人物達がそれらの模索に対して評価を与えてきた経緯を教材・教科書の変遷をたどる際に見落としてはいけない。明治三十年代前半の検定時の教科書調査は、思想統制の手段としての機能よりも、漢文教科書の変革を推し進めるという作用のほうが強かったのではないだろうか。

おわりに

小論では、明治三十年から三十五年一月までに検定の行われた漢文教科書に記された、検定を担当した人物達による修正意見を分析してきた。検定時の教科書調査と教材の変遷に及ぼした作用をまず挙げるならば、質の劣る作品や中学生に適さない教材を削ったことにある。付箋の修正意見の分析を通じて、どのような教材が難易度が高く、質が劣ると見なされていたのかを明らかにできた。

教科書調査と教科書の編集方針との関わりについては、文部省の検定を担当した人物達が、徳育以外に配慮がなく、歴史教材偏重の文部省による試案を否定し、この時期流行していた幅広く教材を揃える編集方法を評価することで、その編集方法を定着させる上でも一定の作用を果たしていたと結論づけた。

小論の最後に紹介した国語漢文研究会編『中等漢文読本』十巻は、明治十年代から編集が始まった、複数の古典から教材を採った教科書の到達点の一例として見てよいだろう。しかし、この教科書のように幅広い教材を揃えるという方針は、明治三十五年二月の「尋常中学校教授要目」公布後も続くが、今度はその方針への反省がなされていく。次稿では明治三十年代後半から四十年代にかけての教科書をもとに、明治期における検定制度と漢文教材の変遷との関係について、一応の小結を出したい。

注

(1) 拙稿「文部省の教科書調査と漢文教科書―『調査済教科書表』を中心に―」『日本漢文学研究』第五号、二松学舎大学日本漢文教育研究プログラム、二〇一〇年三月。

(2) 拙稿①「明治二十年代における漢文教科書と検定制度」『中国近現代文化研究』一〇号、中国近現代文化研究会、二〇〇九年三月。同

- (2) 「漢文教材の変遷と教科書調査―検定制初期の教科書を中心に―」『中国文化』第六八号、中国文化学会、二〇一〇年六月。
- (3) 国次太郎①「検定制の成立と算術教科書」『佐賀大学教育学部研究論文集』第二四集(Ⅱ)、佐賀大学教育学部、一九七六年八月。同②「算術教科書と教科書検定制―明治30年代を中心に―」『佐賀大学教育学部研究論文集』第二八集No.1(Ⅱ)、佐賀大学教育学部、一九八〇年七月。同③「数学教科書と教科書検定制―明治30年代前半を中心に―」『佐賀大学教育学部研究論文集』第二九集No.1(Ⅱ)、佐賀大学教育学部、一九八一年七月。中村紀久④①「検定済教科用図書表 解題」(教科書研究資料文献、芳文閣復刻、一九八五年十二月)。同②「教科書の社会史―明治維新から敗戦まで」岩波書店、一九九二年六月。竹田進吾①「田中義廉編『改刻日本史略』への文部省付箋」『東北大学大学院教育学研究科研究年報』第五二集、東北大学大学院教育学研究科、二〇〇四年三月。同②「近代日本における文部省の小学校歴史教科書統制に関する基礎的考察―「調査済教科書表期」から検定期初期の分析―」『東北大学大学院教育学研究科研究年報』第五四集、東北大学大学院教育学研究科、二〇〇六年六月。甲斐雄一郎「国語科の成立」『東洋館出版社』、二〇〇八年十月。
- (4) 浅井昭治①「旧制中等学校の漢文教材と方谷・中洲の詩文」『三島中洲研究』二二号、二松学舎大学21世紀COEプログラム事務局、二〇〇七年三月。同②「(増補改稿)旧制中等学校における漢文教科書と山田方谷と三島中洲の詩文」『二松学舎と日本近代の漢学』二松学舎大学21世紀COEプログラム事務局、二〇〇九年三月。
- (5) 他に漢文教科書添付の付箋に言及したものに、安居總子氏の次の論考がある。①「国語科成立時における漢文―検定期の漢文教科書を中心に―」(一)『新しい漢字漢文教育』第五九号、全国漢文教育学会、二〇〇九年十一月。②「国語科成立時における漢文―検定期の漢文教科書を中心に―」(二)『新しい漢字漢文教育』第六〇号、全国漢文教育学会、二〇一〇年六月。
- (6) 拙稿「明治・大正期の漢文教科書―洋学系教材を中心に―」、中村春作ほか編『続「訓読」論―東アジア漢文世界の成立』勉誠出版社、二〇一〇年十一月。
- (7) 『官報』第一〇三四号、内閣官報局、九七頁。
- (8) 『官報』第四五八三号、内閣官報局、一〇一頁。
- (9) 『官報』第二六一八号、内閣官報局、二六一頁。
- (10) 『検定済教科用図書表』は、『検定済教科用図書表』八冊(教科書研究資料文献第三一九集、芳文閣復刻、一九八五年十二月―一九八六年一月)を使用した。
- (11) 『職員録(甲)』は、明治三十年十一月一日現在、明治三十二年二月一日現在、明治三十三年四月一日現在、明治三十四年四月一日現在、明治三十五年五月一日現在を参照した。使用したのは国立公文書館所蔵明治・大正・昭和官員録・職員録集成(日本図書センター、一九九〇年一月)所収のものである。『文部省職員録』は、明治三十一年五月一日調を参照した。
- 「長」という署名から、針塚太郎と推定したが、国次前掲注(3)①では、針塚は「針塚」印を使用し、署名はなかったようである(二二九頁)。漢文教科書に見られる「長」という署名は別の人物の可能性がある。
- 古典講習科については、町泉寿郎「三島中洲と東京大学古典講習科の人々」(『三島中洲の学芸とその生涯』雄山閣、一九九九年九月)

等を参照した。

- (12) 教科書疑獄事件の概略を述べた基礎的研究として、宮地正人「教科書疑獄事件―教科書国定への過程として―」（我妻栄編『日本政治裁判史録 明治・後』第一法規出版社、一九六九年二月）がある。特に教科書疑獄事件の本質や隈本・長尾・住友の検挙の理由等については、梶山雅史「明治教科書疑獄事件再考」（本山幸彦教授退官記念論文集編集委員会編『日本教育史論叢 本山幸彦教授退官記念論文集』思文閣出版、一九八五年三月）を参考とした。疑獄事件が生み出した長尾の「暗部」については、樽本照雄『初期商務印書館研究（増補版）』（清末小説研究会、二〇〇四年五月）に考察がある（一三二―一五八頁）。
- (13) 以上の内容については、国次前掲注（3）②二三―二九頁、③二六七―二七二頁、中村前掲注（3）①を主に参考にした。
- (14) 国次前掲注（3）②二三〇頁。
- (15) 『撰定中学漢文』（訂正再版）と、『刪修撰定中学漢文』（四版）との教材の入れ替えについては、安居前掲注（5）②が整理している（二一五頁、二一九―二二四頁）。
- (16) 『官報』第三一九九号、内閣官報局、二頁。
- (17) 『官報』第三一九九号、内閣官報局、三頁。
- (18) 『尋常中学校教科細目調査報告』文部省高等学務局、一八九八年六月、漢文科一頁。
- (19) 注（18）一―五頁。
- (20) 「尋常中学校漢文科教授細目」とそれに対する反対意見については、久木幸男「明治儒教と教育（続）―世紀転換期を中心に―」（『横浜国立大学教育紀要』30集、一九八九年十月）を参考にした。
- (21) 国次前掲注（3）③二七一―二七三頁。
- (22) 吉田裕久「明治三〇年代初期の国語教科書論―『小学読本編纂法（三土忠造稿）のばあい―』『国語科教育』第二九集、全国大学国語教育会、一九八二年四月、五六頁。
- (23) 小学読本と漢文教科書の関係については、拙稿前掲注（6）で述べた。
- (24) 『官報』第五二九八号、七三頁。
- (25) 注（24）に同じ。
- (26) 浅井前掲注（4）①にすでに見えるが（七六頁）、若干補った。
- (27) 深井鑑一郎の教科書の特徴と修正意見については、拙稿前掲注（2）①で述べた。
- (28) 『官報』第五五七五号、内閣官報局、一〇七―一〇九頁。

〈参考〉国語漢文研究会編『中等漢文読本』（明治書院、明治三十四年三月二十三日、訂正四版）の目次。まず教材名を挙げ、著者名や出典

名が記されている場合は()で続けて示した。著者名・出典名は基本的に教科書の目次の表記に従った。

○卷一 句例一—三 格言五則 中村蘭林・以下十五篇国漢文对照 原念斎 天戒我常不令有閑暇 不欲虚費光陰 黒田如水 大成殿 群書類従 有眼者不便 徳川光圀 望月作和歌 歌仙 百人一首 人行有長短 虹霓 涉水鳥 魚類(漢学入門) 枇杷(本草綱目) 桔梗(同) 徂徠惜分陰(原善) 油断大敵(角田簡) 蒲生氏郷(事実文編) 竹中重治(中村和) 呉氏創蒸気機関(格物入門) 東京横浜間鉄道(菊池純) 学館(智環啓蒙) 歴史(同) 徴兵(同) 招魂社(菊池純) 鍛匠孫次郎(青山延光) 安芸孝子(角田簡) 伊達政宗(中村和) 徳川家康(青山延于) 道弘節儉(角田簡) 黒田孝高(岡田僑)

○卷二 三種神宝(舎人親王) 文教始興(青山延光) 百濟猷仏像(大槻清崇) 弘法大師(青山延于) 始伝鉄砲(厳垣松苗) 家康幼時(中村和) 謙信義勇(頼襄) 輝虎賦詩(青山延于) 治乱如陰晴(斎藤馨) 勿譏聾者(中村正直) 元顔談経(原善) 大洋(地球説略) 水上托之理(格物入門) 水之圧力(同) 種樹宜疎(植物学) 光(気海觀瀾) 播殖穀麻(青山延光) 勸農詔(同) 紀州柑園(青山延光) 仏手柑(李時珍) 台湾四大産物(台湾地誌抄訳) 榕樹(重野安釋) 公助の至孝・国文(古今著聞集) 公助至助(徳川光圀) 伯愈至孝(漢書) 森蘭丸(近古史談和訳) 森蘭丸(大槻清崇) 重忠沈重(塩谷世弘) 鹿(李時珍) 犀(博物新編) 牛董性度(中村正直) 終身不能忘(劉宗周) 忍之一字衆妙之門(同) 格言二則 足利学校(青山延于) 早起之益(中村正直) 小川泰山(東条耕) 格言三則 光陰有量(中村正直) 讀古今集一千遍(原善) 鶯宿梅(徳川光圀) 平安城(厳垣松苗) 秀吉築大阪(中井積善) 居室(要言類纂) 松寿幼有器量(頼襄) 元就戒諸子(中村和) 函人(同) 白石製甲冑(原善) 明曆大火(菊池純) 地中之火(格物入門) 避雷法(格物入門) 仁和寺僧・徒然草抄訳(青山延光) 舞妓阿国・国文(常山紀談) 舞妓阿国(大槻清崇) 菅公忠愛(青山延于) 村上天皇(頼襄) 高倉天皇(青山延于) 重矩寛厚(同) 咬葉軒(中村和) 格言二則 東照公の厩・国文(武将感状記) 右漢訳文(岡松辰) 副島の三傑・国文(常山紀談) 右漢訳文(岡松辰)

○卷三 清麻呂忠節(厳垣松苗) 神皇正統記(青山延于) 高德題桜樹(同) 細川頼之(同) 鴟臬入室(角田簡) 格言四則 重盛忠孝一一六・訳源平盛衰記(頼襄) 順菴有古人節(原善) 白石篤朋(同) 五楽(佐久間啓) 人力車(大槻修二) 電話(同) 格言三則(省心雜言) 嘉明毀器(土屋弘) 御器皆邦産(菊池純) 烟草(長野確) 棉種(青山延于) 甘藷先生(原善) 桑木因時種植(袁采) 草木養液(気海觀瀾) 鳥羽画(服部元喬) 痴人珍襲朗詠集・訳徒然草(宇野鼎) 握筆有法(唐彪) 読書之法(雨森誠清) 真儒(原善) 借人典籍(顔之推) 作国文取法於漢文(松村操) 文章竄竄之法(唐彪) 深思(同) 自警十条(室直清) 送学生之東京(山田球) 仁徳天皇(青山延光) 三宅尚斎の妻・国文(近世畸人伝) 三宅尚斎妻(角田簡) 朱舜水縮節(原善) 自奉節儉(角田簡) 訓言二則(貝原篤信) 商人本色(中村正直) 華聖頓謝過(同) 墨使彼理至浦賀(小笠原勝修) 鎮遠艦(大槻修二) 火輪車(博物新編) 冷熱(博物新編) 天氣漸高漸薄(格物入門) 富士山(石川凹) 猴(博物新編) 吾妻橋(依田百川) 奇童(大槻清崇) 道長胆力(服部元喬) 乳雀(塩谷世弘) 小野篁(厳垣松苗) 近江聖人(原善) 座右銘(小学) 望琵琶湖(斎藤正謙) 紫式部(徳川光圀) 清少納言(同) 一条天皇治世(青山延于) 細川藤孝(大槻清崇) 義家兵法を学ぶ・国文(古今著聞集) 義家学兵法(青山延于) 一徹誦詩(大槻清崇)

○卷四 神武建国(頼襄) 東京(大槻修二) 大阪(同) 京都(同) 蟬丸弹琵琶(服部元喬) 義光授秘曲(堤正勝) 逆櫓(頼襄) 腰

- 越状(同) 静(同) 国学(青山延寿) 釈契冲(角田簡) 紫文製錦序(頼襄) 宣長明邦典(重野安繹) 湊河(斎藤馨) 題楠公訣子図(松林衡) 格言三則(書経) 梨(要言類纂) 柑類(同) 外来物産(貝原篤信) 擒虎之法(博物新編) 象(同) 熊説(斎藤馨) 駱駝説(斎藤正謙) 題小金原捉馬図卷(佐藤坦) 山内一豊馬を買ひし事・国文(藩翰譜) 山内一豊買馬(大槻清崇) 阿閉掃部・国文(駿台雜話) 阿閉掃部(大槻清崇) 宇治河先登一三(頼襄) 佐野了伯(岡田橋) 駿相紀行(斎藤馨) 鋸山(同) 陶器(重野安繹) 雛鶯説示塾生(柴野邦彦) 猫狗説(頼襄) 小宮山友信(同) 小宮山内膳論(安積寛) 格言二則 書神谷生卷(佐藤坦) 兄弟止争(林長孺) 格言一則(孔子家語) 以德化下(青山延光) 仁齋化賊(原善) 滝沢馬琴(菊池純) 太田南畝一—二(依田百川) 漢諺十則 瓶わり柴田・国文(常山紀談) 破缸柴田(大槻清崇) 松平信綱(同) 江戸城(塩谷世弘) 歌人幽古(大槻清崇) 東都花市(長野確) 嵐山(大槻清崇)
- 卷五 遊墨水記(塩谷世弘) 石川丈山伝(同) 詩仙堂(頼惟柔) 重宗訟を聴く・国文(藩翰譜) 重宗聴訟(安積信) 山鹿素行伝(塩谷誠) 烈士喜劍碑(林長孺) 浜田弥兵衛(斎藤正謙) 阿嶋嶺(頼襄) 台湾記事跋(青山延子) 下岐蘇川記(斎藤正謙) 早発白帝城(李白) 記信州地震(塩谷誠) 大日本人名辞書序(中村正直) 新刻日本輿地路程全図序(柴野邦彦) 林子平伝(斎藤馨) 林子平画像記(松林漸) 格言二則 読史最有益(畜徳録) 科倫布検出新地(米利堅誌) 吉田佐久間二氏下獄(岡千仞) 土規七則(吉田矩方) 示諸生(室直清) 格言二則 三計塾記(安井衡) 劳逸(謝肇淛) 題富士山図(古賀煜) 詠富士山(柴野邦彦) 題群盲評古器図(河北重熹) 静古館記(林長孺) 古瓦譜引(佐藤坦) 遊漢弁記(阪井華) 弥陀窟の記・国文(東遊記) 弥陀窟記(菊池純) 鬻齋麵者伝(中井積徳) 太閤雜事(大槻清崇) 觀曳布瀑遊麻耶山記(斎藤正謙)
- 卷六 幼学綱要序(元田永孚) 楠氏論(頼襄) 陪游笠置山記(斎藤正謙) 楠公神鈴記(塩谷世弘) 高山彦九郎伝(頼襄) 岩倉村瘞髮碑(井上毅) 橋本景岳之碑(重野安繹) 与麟嶋童子書(太宰純) 送安井仲平東遊序(塩谷世弘) 日光山行記(佐藤坦) 山行(杜牧) 池無名伝(安積信) 耶馬溪図卷記(頼襄) 霧島山に登る記・国文(西遊記) 登霧島山記 支那地理概略一—三(支那通史) 支那歷朝興亡(同) 夏(曾先之) 殷(同) 周(同) 孔子略伝(同) 格言七則 冬夜読書(菅晋帥) 游京師南慶園記(汪琬) 独奕先生伝(魏禧) 記峨眉松(周鴻章) 看竹図記(朱彝尊) 烟雨掃耕図自賛(同) 立言(顧炎武) 初刻日知録自序(同) 西諺漢訳十三則
- 卷七 魏文侯(通鑑學要) 公季成請罪(劉向新序) 子思諫衛侯(資治通鑑) 齊魏論宝(通鑑學要) 蘇秦説六国(同) 毛遂至楚定從(曾先之) 蘭相如(同) 題蘭相如奉壁図(安井衡) 衛靈公夫人(劉向) 顔氏家訓 呂氏家訓 送頼承緒序(長野確) 燕一—二(曾先之) 南遊感興(寶鞏) 春望(杜甫) 柳氏家訓 馬援戒兄子(後漢書) 書戴嵩画牛(蘇軾) 犬(博物新編) 東昌孝子伝(李良年) 左忠毅公逸事(方苞) 大鉄椎伝(魏禧) 秦士録(宋濂) 汲黯簡靖(資治通鑑) 朱雲請斬佞臣(同) 懸窩記(方孝孺) 黄憲潛徳(資治通鑑) 郭泰獎訓士類(同) 五言短古四首(陶潜等) 光武復漢一—二(曾先之) 燎衣図記(魏禧) 題護園讌図(佐藤坦) 立志(畜徳録) 山舎示學者(帰有光) 送李廉甫北上序(同) 壳柑者言(劉基) 愛蓮説(周敦頤) 銷夏詩(袁枚) 香山避暑二絶(白居易) 望廬山瀑布(李白) 響水塘瀑布(趙翼) 驪山温泉(竹添光鴻) 那須与市扇の的を射ること・国文(平家物語) 紀那須与市事(柴野邦彦) 泳氣鐘(博物新編) 清国税関雇用日本人(時事新報漢訳) 商業會議所之益(清議報)
- 卷八 隆中之対(資治通鑑) 諸葛亮出師表(同) 入蜀記(陸游) 蜀相(杜甫) 楠廷慰賛(佐藤坦) 世味淡薄方好(胡氏伝家録) 秋

- 夕(朱熹) 贈江客(白居易) 村夜(同) 上枢密韓大尉書(蘇轍) 黃州快哉亭記(同) 喜雨亭記(蘇軾) 赤壁賦(同) 赤壁の賦に擬す・
 国文(訳文童喩) 後赤壁賦(同) 題赤壁圖(市河世寧) 赤壁圖贊(方孝孺) 題赤壁圖後(安積信) 文話一則(文章一貫) 文論(安井
 衡) 格言一則(左伝) 李氏山房藏書記(蘇軾) 警読書無序次(劉宗周) 四時読書案(朱熹) 送石昌言為北使引(蘇洵) 諫院題名記(司
 馬光) 上范司諫書(歐陽修) 吉州學記(同) 學則(弟子職) 明道先生墓表(程頤) 送田画秀才寧親万州序(歐陽修) 訓言三則 梅聖俞
 詩集序(歐陽修) 積秘演詩集序(同) 唐太宗論治道(資治通鑑) 縱囚論(歐陽修) 新城遊北山記(晁補之) 瘞旅文(王守仁) 答毛憲副
 書(同) 夜遊孤山記(邵長蘅) 商山路有感(白居易) 過金陵(韋莊) 經郭汾陽旧宅(趙嘏) 北京經天津太沽至上海(斌椿) 上海租界例
 禁(滬遊雜記) 上海招商局(同) 上海城南(王韜) 仏国紀行(斌椿) 法国地理圖(王韜) 普王行大輔禮犒軍士(同) 英人經營威海衛
 (時事新報抄訳) 書信一道(丁汝昌) 清國人雜居限制勅令・漢訳(清議報) 電報三則(抄台湾日日新報)
- 卷九 文天祥伝(宋史) 格言二則(論語) 与李公拱書(蘇軾) 東欄梨花(同) 春夜(同) 遊出西村(陸游) 春遊(同) 上高宗封
 事(胡詮) 朋党論(歐陽修) 貧交行(杜甫) 王彦章画像記(歐陽修) 岳陽樓記(范仲淹) 登岳陽樓(杜甫) 賈大夫(左伝) 賈氏・国
 文(唐物語) 王子猷(世説補) 王子猷・国文(唐物語) 潮州韓文公廟碑(蘇軾) 左遷至藍闕示姪孫湘(韓愈) 始得西山宴游記(柳宗元)
 鉅錡潭記(同) 鉅錡潭西小邱記(同) 至小邱西小石潭記(同) 袁家渴記(同) 石渠記(同) 石澗記(同) 小石城山記(同) 捕蛇者
 記(同) 死於虎者(檀弓) 三戒并序(柳宗元) 種樹郭橐駝伝(同) 圻者王承福伝(韓愈) 与孟尚書書(同) 送石処士序(同) 送温処
 士赴河陽軍序(同) 送陽少尹序(同) 送李愿帰盤谷序(同) 夏日間放(白居易) 送董邵南序(韓愈) 毛穎伝(同) 進學解(同) 雜説
 四(同) 新修滕王閣記(同) 法京巴黎斯繁華(王韜) 西俗雜誌(袁翔甫) 平原論(六合雜誌) 露西亞国志(地理全誌) 勸学編遊学第二
 (張之洞) 雜報二則(申報) 書信一道(李鴻章) 清国皇帝宸電 天皇陛下宸電
- 卷十 鴻門之会(司馬遷) 韓信破趙(同) 秋声賦(歐陽修) 国歌の詩賦に本づけるもの・国文(消閑雜記) 秋涼間臥(白居易) 雜
 詩(韓愈) 段太尉逸事狀(柳宗元) 張中丞伝後序(韓愈) 胡笳歌送顔真卿使赴河隴(岑參) 青石(白居易) 送孟東野序(韓愈) 漢文を
 国文にうつす心得・国文(訳文童喩) 柳子厚墓誌銘(韓愈) 香炉峰下新卜山居艸堂初成(白居易) 婦去來辭(陶潜) 原道(韓愈) 争臣
 論(同) 鄒忌説齊威王(戰国策) 馮媛客孟嘗君(同) 先秦文学(支那通史) 輪扁斲輪(莊子) 拳燭(韓非子) 觀行(同) 論語抄十則
 梁惠王問利国(孟子) 牽牛(同) 許行(同) 景春(同) 豈好弁哉(同) 齊人驕妻妾(同) 魚我所欲(同) 舜發吠畝之中(同) 平天
 下之本。在明明德(大学) 君子必慎其独(同) 修身在正其心(同) 君子不出家而成教於国(同) 君子素其位而行(中庸) 論政(同) 生
 童課賦(福惠全書) 高麗開埠(時務報) 台湾総督曉諭 蘆台防軍統領公示 論中国用人宜除重文輕武之見(申報) 日本夕霧水雷艇譙賓記
 (同)